農産物直売所における農薬残留分析について（平成29年6月実施分）

１　概要

　　大阪府では、直売所で販売される農産物の安全安心の確保に向け、各直売所において、生産者が記帳した生産履歴を確認してから出荷を受け付けるといった取組を推進するよう指導しています。こうした取組状況を現地で確認するとともに、残留農薬についても抽出で調査を実施しています。

２　検査機関

　　　地方独立行政法人　大阪府立環境農林水産総合研究所

３　分析時期

　　　平成29年5月29日～6月2日

４　調査内容と結果

　　　5種類の作物について、6件調査いたしました。

　　　食品衛生法に基づく残留基準値を超える事例はありませんでした。

　　　表分析結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農薬の種類 | 作物の種類 | 検体数 | 分析結果 |
| 検出検体数 | 農薬名 | 残留基準値（ppm） | 残留濃度（ppm） |
| 50農薬 | はくさい | 1 | 0 | － | － | － |
| こまつな | 1 | 0 | － | － | － |
| コールラビ | 1 | 1（※） | エトフェンプロックス | 1 | 0.01 |
| じゃがいも | 2 | 0 | － | － | － |
| トマト | 1 | 0 | － | － | － |

　　　※農薬取締法上、登録のない成分の検出（食品としての問題はありません。）

　　　　コールラビで検出されたエトフェンプロックスについては、農薬取締法上コールラビに登録はありませんが、散布履歴に当該農薬があり、これが残留し検出されたと考えられます。このため、大阪府では再発を防止するため農薬適正使用の徹底について指導しました。なお、当該作物は生産者の判断で自主廃棄されました。